

佐賀市内におけるモスク設置に関するお問い合わせについて

佐賀市内のモスク設置に関しまして、多数のご意見をいただいておりますが、重複している内容も多いため、市の考え方をお示しさせていただきます。

なお、この書面をもちまして、いただいたご意見への回答といたします。

1 本市の基本的な考え方

本市は、市民の皆さまが国籍に関わらず、言語や文化、生活習慣の違いを認め合い、地域社会の一員として安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めています。

宗教に関する活動は、日本国憲法により信教の自由が保障されています。このため、宗教施設の設置そのものについて市が可否を判断するものではありませんが、建築物としての設置に当たっては、関係法令等に基づき必要な審査や手続が行われることから、市は法令等に則り、公平かつ適切に対応します。

また、市としましては周辺環境や生活への影響についても、関係法令等に基づき適切に対応するとともに、必要に応じて事業者に対し配慮を求めてまいります。

さらに、本市では、国籍や文化、宗教の違いに関わらず、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、相互理解の促進に取り組んでいます。

今後も、多文化共生の観点から、互いの違いを尊重し、偏見や差別のない対等な関係のもとで、地域社会の一員として共に暮らし、協力し合える社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

2 個別意見へのご回答

1 モスク設置に関すること		建築指導課
質問内容	回答	
市はモスクを誘致したり、設置を支援したりしているのか。	本市では宗教施設(寺院、教会、モスクなど)の誘致は行っておりません。また、設置に対しての補助金交付などの支援も行っておりません。	
市はモスク設置を許可したのか。	建築物の建築などに伴い建築基準法及び都市計画法に基づく許認可が必要となる場合には、本市へ許可申請などが必要となります。そして、本市が、申請などを受理した場合、法令の規定に基づき審査を行い、基準に適合している場合には許可などを行うこととなります。	
モスク設置を中止・撤回させてほしい。	都市計画法及び建築基準法に基づき許可などをしたものについて、その申請内容と相違なければ取消しなどを行うことはありません。しかし、申請内容と大きく乖離した建築や利用が確認された場合には是正を指導し、また、改善が見られない時には許可の取消しや使用中止などの命令を行う場合があります。	
住民説明会は行われたのか。近隣住民の合意はとれているか。	建築計画に伴う住民説明会について、建築基準法及び都市計画法にそれに関する規定はありません。なお、規定がない場合であっても、必要に応じ事業者などに対し、住民説明会を開催して近隣住民との調整を図っていただくようお願いしております。	
市内のどこにでもモスクを設置できるのか。	宗教施設(寺院、教会、モスクなど)の設置については、市内のどこにでも自由にできるものではありません。 まず、市街化区域や都市計画区域外では、宗教施設は原則として設置可能な用途とされていますが、建物の安全性(防火・避難など)に関する建築基準を満たす必要があります。 一方で、市街化調整区域では、開発や建築が厳しく制限されており、都市計画法で定められた基準に適合する場合に限り、許可を受けて設置することが可能です。	
2 周辺環境に関すること		環境政策課、環境保全課
質問内容	回答	
土葬することによる衛生面の悪化が不安。	遺体については、許可された墓地以外に埋葬することはできません。新規での墓地の設置については、市の許可が必要であり、条例に定める墓地の場所や施設の基準を満たす必要があります。	
モスクによる騒音が心配。	当該モスクが「騒音規制法」や「佐賀県拡声器による暴騒音の規制に関する条例」の規制対象となる場合には、周辺住民の皆様のご意見を伺いながら、関係機関と協力して、騒音を防止する対応をとるよう適切に指導を行います。	

3 市民生活に関すること 生活安全課、人権・同和政策課	
質問内容	回答
外国人が増えることで犯罪が増加し、地域の治安が悪化するのではないか。	警察においては、犯罪の様態や件数にはさまざまな要因が複雑に影響を与えているものと考えられ、一般に特定の影響を単純に論じることは困難であると認識されています。外国人であるかどうかに関わらず、犯罪行為に対しては警察により法令に基づいた適切な対応が行われています。 警察や関係機関と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに向けて、防犯対策に取り組んでおります。
違法駐車など交通ルールを守らない外国人が増えると不安。	違法駐車などの交通違反については、警察が指導や取り締まりを適切に実施しています。 警察や関係機関と連携しながら交通安全対策と交通ルール等の周知啓発に取り組んでおります。
イスラム教徒への誹謗中傷やヘイトスピーチに対する市の考えは。	2016年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」では、特定の国や地域の出身者、またはその子孫に対する「差別を助長・誘発する目的で行われる不当な差別的言動」は許されないものと明示されています。 本市においては、「佐賀市人権教育・啓発基本方針」に基づき、国籍や民族を問わず、個人の尊厳と基本的人権を尊重し合い、敬愛し、協力し合う心を育て、ともに生きる社会を創造するための人権教育・啓発を推進してまいります。
4 市の施設(公民館)の使用許可に関すること 公民館支援課	
質問内容	回答
イスラム教に関連する団体への過去の使用許可に問題はなかったか。今後は公民館の使用を制限してほしい。	公民館の使用申請については、条例等に基づき判断を行っております。 引き続き、使用の内容を確認し、適切に対応してまいります。
5 学校生活に関すること 学校教育課・学事課	
質問内容	回答
学校における礼拝の場を確保しているか。	現在、要望がある学校はないので確保はしていませんが、要望があれば、その学校の状況に応じて、検討いたします。
イスラム教徒の子どもたちへの学校給食の対応は。ハラール対応をしているか。	アレルギー対応と同様に、各学校又は給食センターの実情や給食提供体制を踏まえ、個別に対応を行っております。

6 多文化共生に関すること 国際課	
質問内容	回答
市は外国人の受入れを推進しているのか。	<p>現在、就労や就学を目的として、多くの外国人の方が本市に居住されています。</p> <p>本市では、これらの方々が地域の生活ルールを理解していただくための機会や情報提供を行い、日本人住民と相互に尊重し合いながら生活できる多文化共生の社会づくりを行ってまいります。</p>